

## 指名停止の状況

業者名	本店所在地	指名停止の期間	該当事項	指名停止の理由
三菱・東骨・函館特定建設工事共同企業体	東京都	平成18年4月12日から平成18年6月11日(2ヶ月)	「工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領」第2条第1項及び別表第1第7号(安全管理措置の不適切による工事関係者事故)	平成18年4月6日西区花の木2丁目名古屋高速6号清洲線の建設現場で、枠組足場組立中作業員が足場から転落し負傷したことによる。
三菱重工橋梁エンジニアリング(株)	東京都	同上	同上	同上
(株)東京鐵骨橋梁	東京都	同上	同上	同上
函館どつく(株)	北海道	同上	同上	同上
(株)ミック	名古屋市	同上	同上	同上

(参考)

「工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領」第2条第1項及び別表第1第7号(安全管理措置の不適切による工事関係者事故)

指名停止要件	期間
(安全管理措置の不適切による工事関係者事故)	
7 公社発注工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内